

三股町新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

令和7年12月時点

令和8年3月

三股町

目 次

はじめに	1
第1部 町行動計画の構成	
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針	4
第2章 対策の基本項目	8
第3章 対策推進のための役割分担	9
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	12
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
1. 発生前における住民等への情報提供・共有	19
2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有	20
3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進	20
第3章 まん延防止	21
第4章 ワクチン	
1. ワクチンの供給及び接種に必要な資材の準備・供給	22
2. 接種（特定接種及び住民接種）体制の構築	24
3. 特定接種に係る体制の構築	25
4. 住民接種に係る体制の構築	26
5. 情報提供・共有	32
6. DXの推進、接種記録の管理	34
7. 健康被害救済	35
第5章 保健	36
第6章 物資	37
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	
第1節 住民の生活の安定の確保を対象とした対応	
1. 情報共有体制	38
2. 支援の実施に係る仕組み	38
3. 物資及び資材の備蓄	39
4. 生活支援を要する者への支援等	39
5. 遺体の安置、火葬及び埋葬	40
6. 心身への影響、教育及び学びの継続に関する支援	41
7. 生活関連物資等の価格の安定等	41
第2節 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応	
1. 事業者に関する支援	42
2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	42

資料

I 用語解説	43
II 三股町新型インフルエンザ等対策本部条例	47
III 三股町新型インフルエンザ等対策本部規則	48

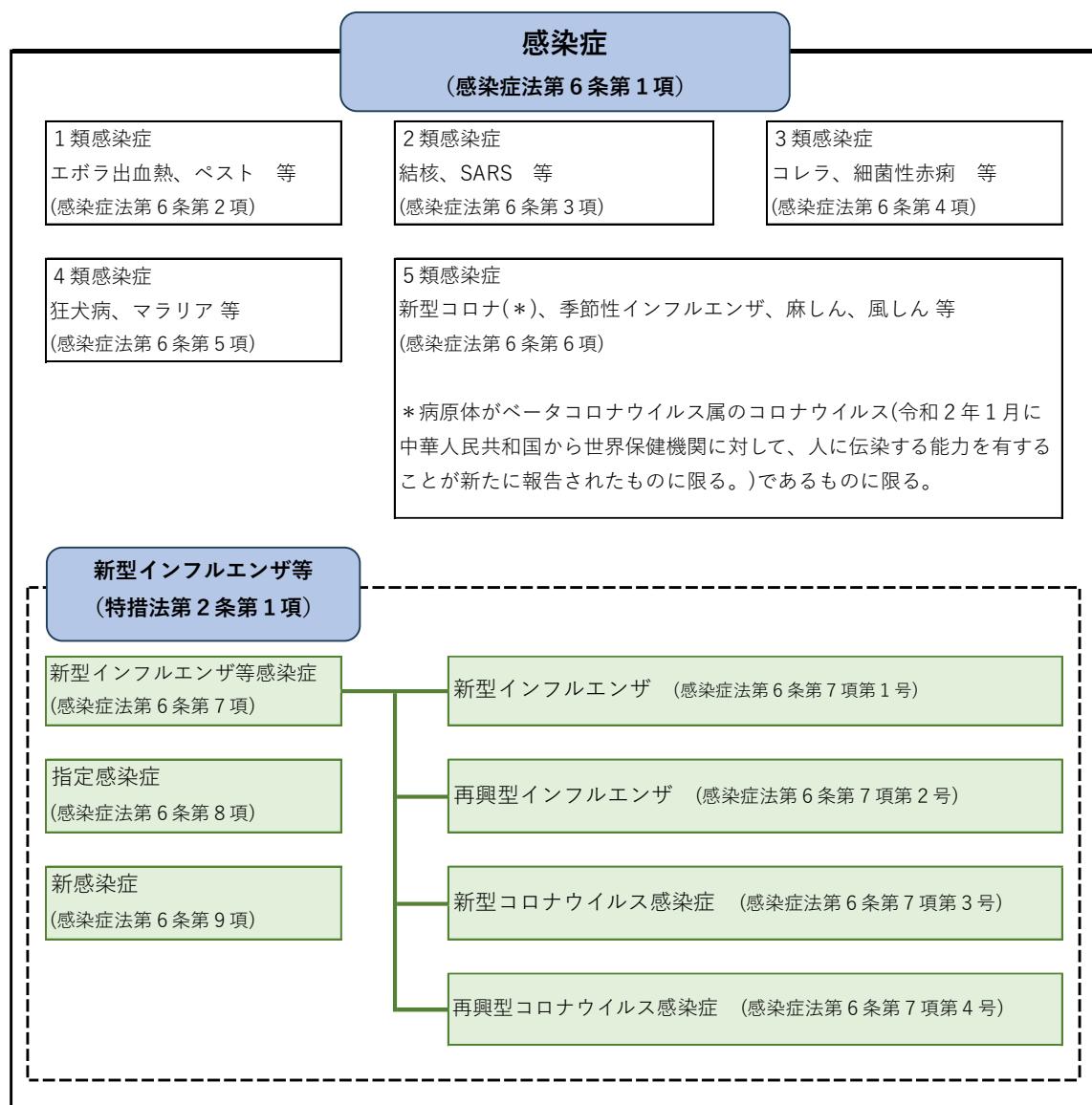
はじめに

【感染症危機を取り巻く状況】

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでにも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が起こり、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こした。新興感染症等は国際的な脅威となっている。

<感染症法及び特措法における感染症の分類（イメージ）>



【新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定、町行動計画の作成】

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行が懸念され、甚大な被害が予測されている。

平成17年には、世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画に準じて、新型インフルエンザ対策行動計画が作成され、以来、数次の部分的な改定が行われた。

宮崎県（以下「県」という。）は全国に先駆け、平成17年1月に新型インフルエンザ対応指針を作成し、その後、国の新型インフルエンザ対策行動計画と新型インフルエンザ対応ガイドライン及び関係法の改正等を受け、平成21年1月に宮崎県新型インフルエンザ行動計画を作成した。

新型インフルエンザや未知の感染症である新興感染症の発生は、社会的影響が大きい。生命保護はもとより、生活や経済に及ぼす影響を最小限にするために平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定され、平成25年4月13日に施行された。

平成25年6月に、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が作成されたことに伴い、同年9月に、特措法第7条に基づき、宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」という。）が示された。

本町においても、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、平成27年3月に三股町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定した。

【新型コロナ対応での経験】

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生した。令和2年1月には我が国でも新型コロナの感染者が確認され、政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置された。

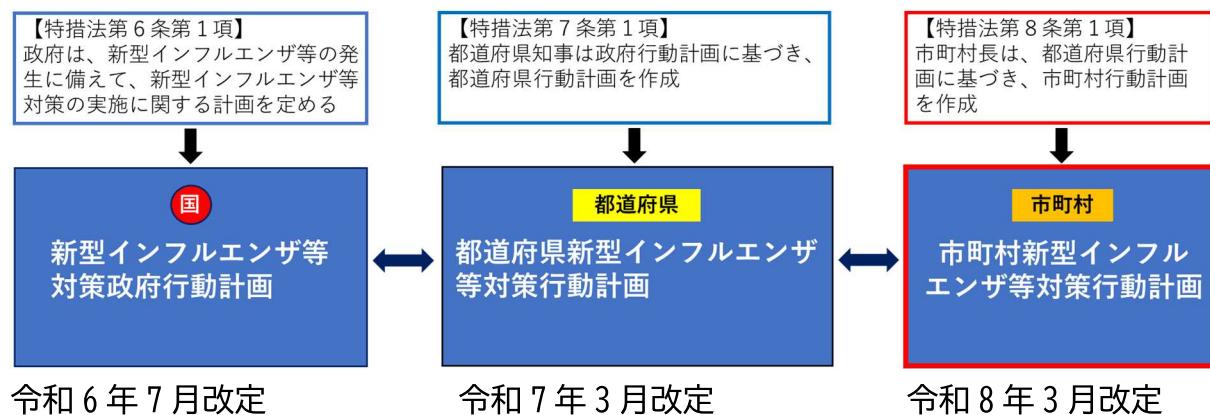
令和2年3月には特措法が改正され、新型コロナが特措法の適用対象となり、特措法に基づき、国を挙げて新型コロナ対策に取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）の発出、医療提供体制の強化、経済対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）が進められた。

一方で、オミクロン株の特性やワクチン接種の進展などにより、重症化率や死亡率が低下したこと等を踏まえ、新型コロナは、令和5年5月8日に5類感染症へと移行した。

新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指し、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していくために、令和6年7月に政府行動計画が、令和7年3月に県行動計画が改定された。本町においても、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機により万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために、改定を行うこととする。

<各計画の関係性イメージ>



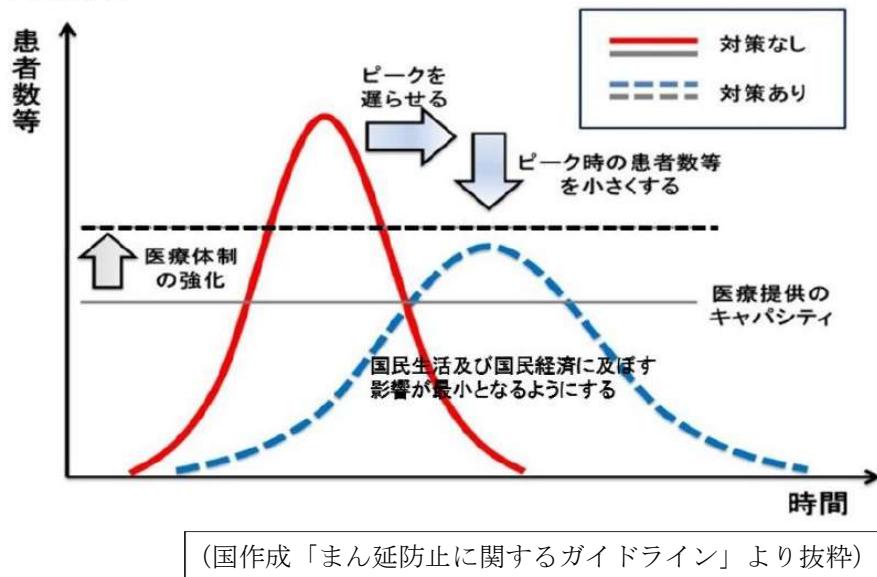
第1部 町行動計画の構成

第1章 新型インフルエンザ等対策（以下「本対策」という。）の基本方針

第1節 本対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時（以下「発生時」という。）には、その感染の強さから、感染の拡大をとめることは困難である。対策の目的は、可能な限り感染拡大を抑制し、患者数のピークを遅らせ、患者数のピークを低くし、住民の生命及び健康を保護することにより、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

＜対策の概念図＞



第2節 本対策の基本的な考え方

本対策は、流行の状況に応じて異なり、各発生段階の移行が非常に早く進行する可能性が高い。このことから、関係機関との共通認識を深め、関係機関が各発生段階において実施する対応策について事前に協議しておくことが重要である。町行動計画は、政府・県行動計画に基づき、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

実際に発生時には、感染症の特徴、病原体の性状、流行の状況、地域の実情、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが住民生活及び経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国県や町による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが求められる。本対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 本対策実施上の留意事項

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要であるため、次の取り組みにより平時の備えの充実を進める。

- ・将来に起これ得る発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
- ・感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。
- ・有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。
- ・負担軽減、医療関連情報の有効活用、国や県との連携の円滑化等を図るためのDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進のほか、有事に対処できる様々な分野の人材育成、確保に進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

住民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要であるため、次の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、住民の生命及び健康の保護と住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

- ・対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。
- ・有事には、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要であり、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、住民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。
- ・検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。
- ・対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載するなど、可能な範囲で個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。
- ・対策に当たっては、住民の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、様々な場面を活用して普及するなど、住民の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有を図ることで、住民が適切な判断や行動を選択できるようにする。

特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける住民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本人権の尊重

本対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、住民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものとする。

本対策の実施は、法令の根拠があることを前提とし、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、指定感染症や新興感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がない場合には、これらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部及び町対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、本対策を総合的に推進する。

町対策本部長は、特に必要があると認める場合には、県対策本部長に対して、本対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保や、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

町は、発生した段階で、政府対策本部、県対策本部、町対策本部における本対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第2章 対策の基本項目

第1節 町行動計画における対策項目等

(1) 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、本対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護すること」及び「住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、取り組みやすいようにするために、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民生活及び地域経済の安定の確保

第2節 新型インフルエンザ等の発生段階の設定

政府行動計画では、「準備期」「初動期」「対応期」の3期に分け策定している。また、県行動計画でも、「準備期」「初動期」「対応期」の3期に分け策定し、「対応期」については、さらに4つの時期に区分している。

町行動計画では、政府行動計画と同様に、以下の3期に分け策定する。

- ① 準備期：予防や準備等事前準備の期間
- ② 初動期：感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間
- ③ 対応期：基本的対処方針が実行されてから、対策本部が廃止されるまでの期間

第3章 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ① 国は、発生時には、自ら本対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する本対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。
- ② 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ③ 国は、新型インフルエンザ等の発生前（以下「発生前」という。）は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた本対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により本対策の点検及び改善に努める。
- ④ 国は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ⑤ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、発生時の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ⑥ 国は、発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国及び市町村など関係機関と連携を図りながら、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、感染症の特徴や病原体の性状に応じた対策を着実に推進する。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を確保するとともに、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力を発揮させるため、計画的に準備を進める。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行することが可能となる。

こうした取組において、県は、宮崎県感染症対策連携協議会及び宮崎県感染症対策審議会等（以下「連携協議会等」という。）を通じ、県予防計画等について協議を行うとともに、同計画に基づく取組状況を毎年度国に報告する。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の確保や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

また、県は、平時から、国が発信する感染症や感染対策に関する基本的な情報を県民に分かりやすく伝える。

(3) 町の役割

町は、発生前から関係機関や関係団体との情報の共有及び連携を図り、住民、事業所への正確かつ迅速な情報提供を行う。また、発生時には、住民に対するワクチンの接種や要援護者への対策を含めた住民の生活支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を推進する。実施に当たっては、県や保健所、近隣市町と連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進める。

発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、発生時には、特措法に基づき、本対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる事業者については、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般事業者の役割

一般事業者は、発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める。

(8) 住民の役割

発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、医薬品や食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2部 本対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制¹

感染症危機は住民の生命及び健康や住民生活及び経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。多様な団体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析を行い、リスク評価を踏まえ、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期（予防や準備等事前準備の期間）

1. 実践的な訓練の実施（町民保健課）

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（行 56・県 32）

2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化（町民保健課）

① 町は、町行動計画を作成・変更する。その際、町は、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。（行 57・県 32）

② 町は、発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。（行 57・県 32）

③ 町は、本対策に携わる行政職員等の養成等を行う。（行 58・県 33）

3. 県等との連携の強化（全課）

① 町は、国、県等の関係機関と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。（行 58・県 32）

② 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。（行 58・県 33）

¹ 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

*「行〇〇」は政府行動計画上のページ数、「G〇〇」は政府ガイドライン上のページ数、「県〇〇」は宮崎県行動計画上のページ数を示す。

第2節 初動期

(感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間)

1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置（総務課・町民保健課）

- ・国が政府対策本部を設置した場合²や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、三股町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置することを検討し、本対策に係る措置の準備を進める。（行 62・県 39）
- ・町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（行 62・県 40）
- ・新型インフルエンザ等の病原体の人に対する毒性や感染力が強いと判断された場合、緊急事態宣言がなされていない段階でも任意の町対策本部を設置し対策を実施する。

町対策本部は、以下の事務を所掌する。

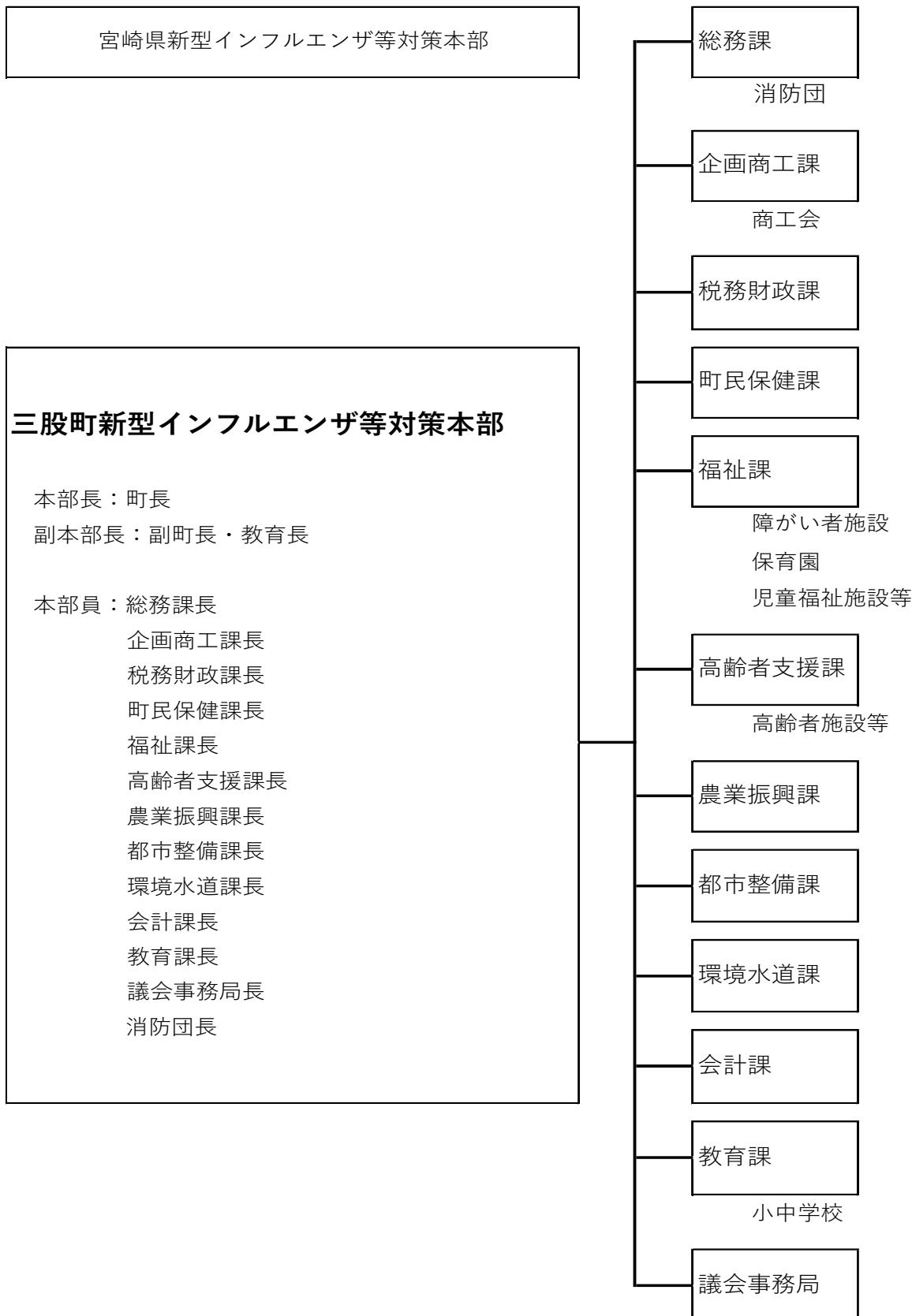
- ① 町内発生に備えた情報収集・情報提供に関すること。
- ② 町内発生時の被害拡大防止等の危機対策に関すること。
- ③ 町内発生時の住民等への健康被害対策に対すること。
- ④ 県、医師会等の関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑤ その他、本対策に関すること。

<町対策本部の組織>

本部長	町長	
副本部長	副町長 教育長	
本部員	総務課長	農業振興課長
	企画商工課長	都市整備課長
	税務財政課長	環境水道課長
	町民保健課長	会計課長
	福祉課長	教育課長
	高齢者支援課長	議会事務局長
	消防団長	

2 特措法第 15 条

<町対策本部組織図>



2. 対策の実施に必要な予算の確保（企画商工課・税務財政課・町民保健課）

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援³を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。（行 63・県 40）

3. 各課の役割分担（事務分掌）

各課に新型インフルエンザ調整担当（課長補佐等）を置き、町対策本部との連絡・調整及びその取りまとめを行うとともに、各課の新型インフルエンザ対応業務を実施する。

実施にあたっては、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染力、被害の状況、事態の進行、国や県の基本的対処方針に応じて柔軟に対応する。

各課における共通事務分掌

- ① 対策本部と各課の連絡調整、各課への支援に関すること。
- ② 所管施設の利用者等の感染防止対策に関すること。
- ③ 所管施設の臨時的な閉鎖に関すること。
- ④ その他、対策本部からの指示事項等に関すること。

課名	事務分掌
総務課	<ul style="list-style-type: none">1 職員の健康管理、感染予防についての普及啓発に関すること2 職員への情報提供に関すること3 感染症対策用品（防護服・消毒薬・マスク、手袋等）の備蓄・手配に関すること4 職員の罹患状況（健康状況）の把握・相談に関すること5 職員の出退勤務状況の把握・管理に関すること6 職員の人事配置体制等に関すること7 職員等の特定接種に関すること8 職員の公務災害補償に関すること9 対策実施に係る職員配置の支援に関すること10 対策本部の設置・運営に関すること11 救援・支援物資の搬入・搬送に関すること12 対策実施に使用する公用車の確保に関すること13 公共交通機関の対応、まん延防止のための協力依頼に関すること14 交通指導における警察署（交番）との連携に関すること

³ 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

⁴ 特措法第 70 条の 2 第 1 項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

	15 コミュニティーバスの運行に関すること 16 消防団員の感染防止対策に関すること 17 行政事務連絡員等を通じての協力依頼に関すること 18 本部長および副本部長の秘書に関すること 19 報道機関に関する情報提供の調整に関すること 20 住民への情報提供・啓発に関すること 21 各課における共通事務分掌
企画商工課	1 国・県への要望及び陳情等に関すること 2 事業所(誘致企業を含む)の感染防止対策に関すること 3 事業所等の災害対策・被害調査に関すること 4 観光施設等の感染防止対策に関すること 5 各課における共通事務分掌
税務財政課	1 対策実施に係る予算措置に関すること 2 町税等の徴収猶予に関すること 3 各課における共通事務分掌
町民保健課	1 相談窓口の設置に関すること 2 住民への情報提供・啓発に関すること 3 予防接種(特定接種・住民接種)に関すること 4 県・保健所・医師会・医療機関等との連絡調整に関すること 5 発生状況等の報告に関すること 6 本対策の活動記録に関すること 7 関係物品の購入に関すること 8 出入国者等に関する注意喚起に関すること 9 死体火葬許可証、斎場利用許可証の交付に関すること 10 各課における共通事務分掌
福祉課	1 福祉施設等の入所者・職員等の感染防止対策に関すること 2 福祉施設等の入所者・職員等の罹患状況・健康状態の把握に関すること 3 障がい者等の要援護者の支援に関すること 4 保育園等の園児・職員等の感染防止対策に関すること 5 保育園等の園児・職員等の罹患状況・健康状態の把握に関すること 6 保育園等の臨時的な休業に関すること 7 保育園等の休業対策に関すること 8 各課における共通事務分掌
高齢者支援課	1 高齢者の支援に関すること 2 高齢者施設等の入所者・職員等の感染防止対策に関すること

	<p>3 高齢者施設等の入所者・職員等の罹患状況・健康状態の把握に関すること</p> <p>4 総合相談事業に関すること</p> <p>5 各課における共通事務分掌</p>
農業振興課	<p>1 家きんにおけるサーベイランスの強化に関すること</p> <p>2 異常家きんの早期発見・早期通報の徹底に関すること</p> <p>3 家きんに関する防疫に関すること</p> <p>4 養鶏関係者への感染防止体制の周知に関すること</p> <p>5 各課における共通事務分掌</p>
都市整備課 会計課	<p>1 各課における共通事務分掌</p>
環境水道課	<p>1 上水道の維持管理に関すること</p> <p>2 応急給水に関すること</p> <p>3 感染性廃棄物の処理に関すること</p> <p>4 防疫（感染場所の消毒）に関すること</p> <p>5 遺体の一時安置保管に関すること</p> <p>6 町営墓地の管理に関すること</p> <p>7 各課における共通事務分掌</p>
教育課	<p>1 小中学校の感染防止対策に関すること</p> <p>2 小中学校の臨時休業等に関すること</p> <p>3 小中学校の児童生徒・職員等の罹患状況・健康状態の把握に関すること</p> <p>4 小中学校への感染症対策用品（消毒薬・マスク、手袋等）の配布に関すること</p> <p>5 公共施設の貸出し制限に関すること</p> <p>6 給食センターの臨時閉鎖に関すること</p> <p>7 指定管理施設の利用者・職員への感染防止対策に関すること</p> <p>8 各課における共通事務分掌</p>
議会事務局	<p>1 議員、監査委員、公平委員との連絡調整に関すること</p> <p>2 各課における共通事務分掌</p>

第3節 対応期

(基本的対処方針が実行されてから、対策本部が廃止されるまでの期間)

1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下実施体制をとる。 (行 64)

(1) 職員の派遣・応援への対応 (総務課)

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により本町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁵を要請する。 (行 66・県 43)
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める⁶。 (行 67・県 43)

(2) 必要な財政上の措置 (全課)

町は、国からの財政支援⁷を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保⁸し、必要な対策を実施する。 (行 67・県 43)

2. 緊急事態措置の検討等について (総務課・町民保健課)

(1) 緊急事態宣言の手続

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する⁹。町は、本町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う¹⁰。 (行 69)

3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

(2) 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する¹¹。 (行 70)

⁵ 特措法第 26 条の 2 第 1 項

⁶ 特措法第 26 条の 3 第 2 項及び第 26 条の 4

⁷ 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

⁸ 特措法第 70 条の 2 第 1 項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する町は、地方債を発行することが可能。

⁹ 特措法第 34 条第 1 項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、町は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

¹⁰ 特措法第 36 条第 1 項

¹¹ 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション¹²

本章以降は、項目ごとに各発生段階の行動計画を示すものとする。

1. 発生前における住民等への情報提供・共有（全課）

地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、町の果たす役割は大きい。町は、政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とする他、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う。

準備期	住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行う。有用な情報源として認知度・信頼度が一層向上するよう努める。それとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。（行87・県61） また、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫も考える。（G22）
初動期 及び 対応期	町においては、国の取組に関する留意事項を参考とする他、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。 準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。（G22）

¹² 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有

町は、周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、町は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている¹³。

準備期	有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と町の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておくことも考えられる ¹⁴ 。（G22）
初動期 及び 対応期	町は、周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。（G22）

3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進（町民保健課）

準備期	双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進を行う。 町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。
初動期	双方向のコミュニケーションを実施する。 町は、国からの要請を受けて、住民等からの相談対応を行うため、コールセンター等を設置する。（行 89・県 63）
対応期	双方向のコミュニケーションを実施する。 町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。（行 92・県 65）

13 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 16 条等。

14 具体的な手順等については「感染状況等に係る県と町の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和 5 年 6 月 19 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照。

第3章 まん延防止¹⁵

適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を踏まえ、強化された医療提供体制においても医療がひつ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、町は、国や県の方針を踏まえながら、まん延防止対策を適切に実施する。

準備期	<p><u>発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等（町民保健課・教育課・福祉課・高齢者支援課・総務課）</u></p> <p>町、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。</p> <p>また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（行 105・県 71）</p>
初動期	<p><u>国内でのまん延防止対策の準備（全課）</u></p> <p>町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（行 107・県 72）</p>
対応期	<p><u>まん延防止対策（全課）</u></p> <p>① 町は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛の啓発に努める。</p> <p>また、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。</p> <p>② 町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。町は、区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。（県 78）</p>

¹⁵ 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。市町村が実施するまん延防止措置を記載する。